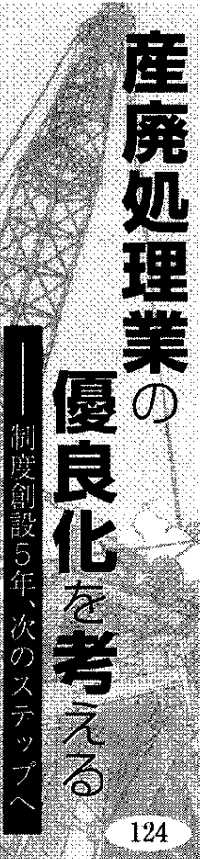


# 制度でこ入れで一層の普及期待

## 産廃処理業の 優良化を考える

124



制度創設5年、次のステップへ

優良性評価制度は、創設から5年で適合確認業者数が343社(5月末現在)と伸び悩んだ。制度創設当初から産廃廃棄物処理業優良化推進委員会委員として同制度に関わり、評価基準策定に当たっては同委員会の評価基準検討ワーキンググループの主席を務めた早稲田大学の長沢伸也教授はこの理由として施行規則を根拠とする制度の限界や、処理業者・排出事業者の意識の問題などを挙げる。また、優良化の第一歩として一定の成果を挙げたと見えており、次の法律に基づいた制度の期待を寄せる。同氏に優良化のいままでの5年間や、今後の展望について聞いた。

(長沢伸也)

法律に盛り込むことで結果伴う制度

「制度創設から5年間が経過したが。」

「意外と認定業者数が伸び悩んだことを悲観的に残念に思うところ。その背景には制度の問題、広報・周知の問題、処理業者・排出事業者の意識の問題などがあつたのではないかと考える。」

### 処理業界に優良化の意識は着実に浸透してきた

な制度だった。そういう意味で意義は大きかった。ただ、国会審議などには左右されたところがある。法律には盛り込まず、施行規則での対応をした。結果として更新業者の抽出を一部省略するところになったかと思う。

「制度創設に際して評価基準検討ワーグの主席を務めたが。」

「評価項目は新制度でも既存のものベースで一部省略しようの意向はあり、メリットを感じて処理業者は少なからず、それを握り所としていた。今、説得力が乏しかった。今回の改正では、いかに法律で書き込むか、それが大き

な数字の部分は制度創設当初も議論があったが、7.0割では行かない程度で済ませようとしていた。しかし結果的にその水準に届かなかったのは残念だ。今回の改正では法的強制力が働くと、インセンティブが明確になることで、飛躍的に伸びることを期待している。」

「処理業者の参加が予想以上の増えなかった要因は。」

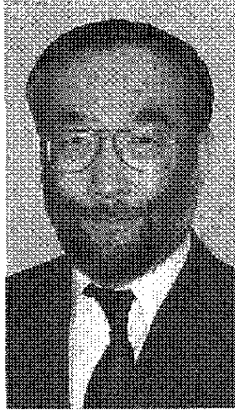
「自治体の対応が、認定を受けにくいところがあるから受けにくいから受けにくいというところも大きい。受けにくいというところも大きい。受けにくいというところも大きい。受けにくいというところも大きい。」

があったはずなのに生かされなかった。先陣を切った業者たちが積極的に情報発信していき、もったかたの産廃処理業者が「自治体の制度運用姿勢にも変化」

「排出事業者は制度を認知していない」とも依然として多い。排出事業者としてのメリットも分かりづらかった。例えば認定業者が処理を委託せず、悪質業者に委託した結果不法投棄が起ると排出責任が問われるような事案があれば、排出事業者の意識も変わってきたらいいな。」

「自治体の対応が。」

「従来は優良性評価制度についても、実際は排出事業者が業者を選択しやすいするための情報開示制度だった。従来制度は優良事業者を判断するのは排出事業者のみだった。新たな制度ではまず自治体担当者が第一義的に優良性を判断し、その上で排出事業者が選択するようになる。これは大きな変化だ。法に基づいて判断するところ、制度としては強力なものになる。今回は制度のこ入れで、二層の普及を期待している。」



早稲田大学教授

### 長沢伸也氏に聞く

「今回の法律に基づいた許可の判断を行うこととなる。独自制度を導入する自治体もあり定並みが揃わなかったが、今回は法律に書き込まれるので全自治体が取組むことになる。」

「制度は一定の役割を果たしたと言えぬが。」

「当初から問われていたのは排出事業者の意識だ。それが変わってきて成果があったと言えるが、こ入れが変わったかは分からない。しかし5年後で制度を見直し、さらに強化して法律に書き込み、インセンティブも明確にするようになった。当初は必ずしも分かるはずなかった。例えば認定業者が処理を委託せず、悪質業者に委託した結果不法投棄が起ると排出責任が問われるような事案があれば、排出事業者の意識も変わってきたらいいな。」

「自治体の対応が。」

「従来は優良性評価制度についても、実際は排出事業者が業者を選択しやすいための情報開示制度だった。従来制度は優良事業者を判断するのは排出事業者のみだった。新たな制度ではまず自治体担当者が第一義的に優良性を判断し、その上で排出事業者が選択するようになる。これは大きな変化だ。法に基づいて判断するところ、制度としては強力なものになる。今回は制度のこ入れで、二層の普及を期待している。」